資料提供

令和７年９月30日
茨城県総務部
市町村課

要　約　版

令和６年度市町村決算の概要等について

１　普通会計決算の概要　（詳細は別添資料の1～7ページを参照）

・　決算規模は、歳入・歳出ともに前年度より増加した。
・　歳入総額は1兆4,434億円で、前年度比2.3%の増となった。
　繰越金の減のほか、定額減税の実施により個人住民税が減少した一方、法人住民税等の増による地方税の増、定額減税減収補填特例交付金の増加による地方特例交付金等の増などにより、325億円（2.3%）の増となった。
・　歳出総額は1兆3,822億円で、前年度比2.7%の増となった。
　衛生費や商工費が減少した一方、定額減税調整給付金の増加に伴う民生費の増加などにより、368億円（2.7%）の増となった。

２　健全化判断比率等の概要　（詳細は別添資料の8～10ページを参照）

・　実質赤字及び連結実質赤字が生じた市町村はない。（平成19年度（比率の初公表）から18年連続）
・　実質公債費比率は、県平均で0.1ポイント増の6.7%であり、地方債の許可団体となる18%以上はない。（平成22年度から15年連続）
　※早期健全化基準25%以上の市町村がないのは平成19年度から18年連続。
・　将来負担比率は、基準財政需要額算入見込額の減、充当可能基金の減等により、県平均で5.0ポイント増の28.2%であり、早期健全化基準350%以上となった市町村はない。（平成19年度から18年連続）
・　資金不足が生じた公営企業はない。（平成22年度から15年連続）

３　公営企業決算の概要　（詳細は別添資料の11～17ページを参照）

・　決算規模は2,169億円で、前年度比57億円、2.7%の増加となっている。
・　経営状況については、赤字事業は18事業となっているが、一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた実質ベースでみた場合、全体の約６割の104事業が赤字となっている。
・　建設投資額は714億円で、前年度比70億円、10.8%の増となっている。
・　企業債現在高は6,240億円で、前年度比80億円、1.3%の減となっている。
・　一般会計繰入金は445億円で、前年度比20億円、4.2%の減となっている。

※　本資料は速報として取りまとめたものであり、数値は今後変動する場合がある。
※　本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

問合せ先
総務部市町村課財政担当
[直通 029-301-2472 内線 2470]

令和６年度
市町村決算の概要等について

令和７年９月 30 日

茨城県総務部
市　町　村　課

資　料　目　次

■普通会計決算の概要について

１　決算の特徴 ･･ Ｐ．１
２　決算収支 ･･ Ｐ．１
３　歳入 ･･ Ｐ．２
４　歳出 ･･ Ｐ．３
５　財政構造 ･･ Ｐ．５
６　主な財政分析指標等の状況 ･･････････････････････････････････ Ｐ．６

■健全化判断比率等の概要について ･･････････････････････････････････ Ｐ．８

■公営企業決算の概要について

１　事業数 ･･ Ｐ．11
２　決算規模 ･･ Ｐ．12
３　経営状況 ･･ Ｐ．13
４　建設投資額 ･･ Ｐ．15
５　企業債現在高 ･･ Ｐ．16
６　他会計繰入金 ･･ Ｐ．17

■参考資料 ･･ Ｐ．18

令和６年度市町村普通会計決算の概要について

１　決算の特徴

○　県内44市町村の令和６年度普通会計※決算額は、歳入・歳出ともに前年度より増加した。

歳入は、繰越金の減のほか、定額減税の実施により個人住民税が減少した一方、法人住民税等の増による地方税の増、定額減税減収補填特例交付金の増加による地方特例交付金等の増、各種交付金の増、地方債の増などにより、325億円（2.3%）の増となった。

歳出は、衛生費や商工費が減少した一方、定額減税調整給付金の増加に伴う民生費の増加などにより、368億円（2.7%）の増となった。

歳　入　　1兆4,434億円（　対前年度比　325億円（2.3%）増　）

歳　出　　1兆3,822億円（　対前年度比　368億円（2.7%）増　）

※　普通会計とは、一般会計と、公営事業会計（公営企業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計等）を除く特別会計を合わせたものをいう。

決算規模の推移（表－1）　（単位：百万円、%）

年度	歳入		歳出		全国の伸び率	
	決算額	伸び率	決算額	伸び率	歳入	歳出
H26	1,183,279	1.7%	1,121,348	2.0%	1.9	2.2
27	1,230,085	4.0%	1,160,698	3.5%	1.0	0.9
28	1,219,834	△0.8%	1,161,982	0.1%	△0.6	△0.1
29	1,225,702	0.5%	1,160,411	△0.1%	2.4	2.6
30	1,232,602	0.6%	1,182,047	1.9%	0.1	0.1
R元	1,251,645	1.5%	1,191,315	0.8%	2.5	2.5
2	1,633,872	30.5%	1,566,754	31.5%	27.2	27.4
3	1,423,356	△12.9%	1,337,080	△14.7%	△9.7	△10.6
4	1,415,011	△0.6%	1,337,172	0.1%	△2.1	△1.7
5	1,410,870	△0.3%	1,345,436	0.6%	0.4	0.6
6	1,443,418	2.3%	1,382,224	2.7%		

※県内普通会計決算額は市町村の単純合計であり、一部事務組合は含まれていない。
全国の伸び率は、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合の普通会計の純決算額の伸び率である。

<決算規模の推移>

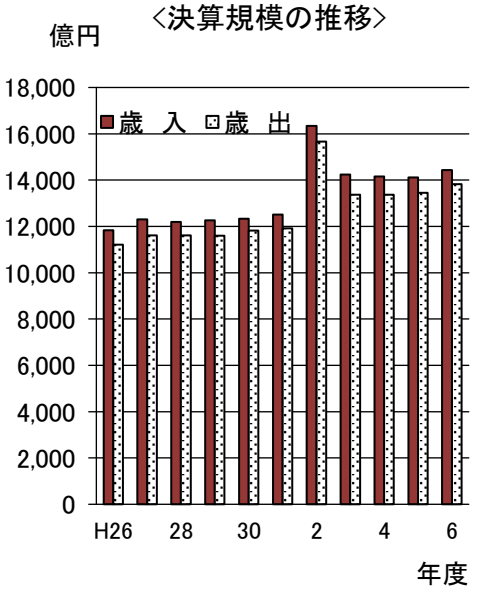

２　決算収支

○　実質収支は全団体が黒字決算（昭和50年度から50年連続）となった。

○　単年度収支は11億円の赤字。赤字団体は23団体（赤字団体割合 52.3%）。

○　実質単年度収支は104億円の赤字。赤字団体は29団体（赤字団体割合 65.9%）。

決算収支等の推移（表－2）　（単位：百万円、%）

年度	実質収支		単年度収支		実質単年度収支		実質収支比率	
	決算額	伸び率	決算額	赤字団体数	決算額	赤字団体数	本県平均	全国平均
平成26年度	41,560	△10.3	△4,729	26	594	25	6.7	6.3
27	49,293	18.6	7,661	12	9,199	15	7.9	6.9
28	41,460	△15.9	△7,873	27	△13,471	28	6.9	6.4
29	51,013	23.0	9,561	14	5,040	18	7.9	6.2
30	40,347	△20.9	△10,660	33	△13,390	34	6.5	6.2
令和元年度	43,437	7.7	3,097	20	△ 9,810	33	6.7	6.1
2	50,763	16.9	7,359	11	4,383	15	7.8	6.7
3	74,333	46.4	23,554	6	42,679	2	10.5	8.6
4	64,982	△12.6	△9,683	32	4,532	28	9.8	8.1
5	50,597	△22.1	△14,470	35	△21,962	33	7.8	7.1
6	49,497	△2.2	△1,105	23	△10,427	29	7.3	

３　歳　　入

○　特　徴

繰越金の減のほか、定額減税の実施により個人住民税が減少した一方、法人住民税や固定資産税の増加により地方税全体では増加となり、また定額減税減収補填特例交付金の増加による地方特例交付金等の増加、地方債の増加、普通交付税の増による地方交付税の増加により、歳入全体としては325億円（2.3%）増の1兆4,434億円となった。

〔前年度比で増となった主な項目〕

地方特例交付金等：＋ 128億円（＋ 382.4%）定額減税減収補填特例交付金の増
各 種 交 付 金：＋ 76億円（＋ 8.7%）地方消費税交付金等の増
地　　方　　債：＋ 72億円（＋ 8.8%）公共施設等適正管理推進事業債、学校教育施設等整備事業債の増
地 方 交 付 税：＋ 60億円（＋ 3.1%）普通交付税の増

〔前年度比で減となった主な項目〕

繰越金：△ 115億円（△ 15.4%）純繰越金の減

歳入一覧(表－3)　　（単位:百万円、%）

	令和６年度		令和５年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	462,481	32.0	461,911	32.7	570	0.1
うち個人市町村民税	158,036	10.9	165,979	11.8	△7,943	△4.8
うち法人市町村民税	40,676	2.8	34,570	2.5	6,106	17.7
うち固定資産税	212,989	14.8	210,728	14.9	2,261	1.1
地方譲与税	13,793	1.0	13,736	1.0	57	0.4
各種交付金	94,477	6.5	86,878	6.2	7,599	8.7
地方特例交付金等	16,184	1.1	3,355	0.2	12,829	382.4
うち住宅借入金等特別税額控除減収補填特別交付金	2,838	0.2	2,908	0.2	△70	△2.4
うち定額減税減収補填特例交付金	12,904	0.9	－	－	12,904	皆増
うち新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	442	0.0	447	0.0	△5	△1.1
地方交付税	200,269	13.9	194,247	13.8	6,022	3.1
うち普通交付税	179,689	12.4	172,381	12.2	7,308	4.2
うち特別交付税	18,054	1.3	18,086	1.3	△32	△0.2
うち震災復興特別交付税	2,526	0.2	3,780	0.3	△1,254	△33.2
使用料・手数料	16,380	1.1	16,263	1.2	117	0.7
国庫支出金	252,693	17.5	247,920	17.6	4,773	1.9
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	－	－	15,722	1.1	△15,722	皆減
うち子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	－	－	2,019	0.1	△2,019	皆減
うちその他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等	1,569	0.1	11,462	0.8	△9,893	△86.3
うち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	42,343	2.9	22,812	1.6	19,531	85.6
都道府県支出金	91,508	6.3	86,727	6.1	4,781	5.5
地方債	88,854	6.2	81,632	5.8	7,222	8.8
うち臨時財政対策債	2,859	0.2	6,125	0.4	△3,266	△53.3
その他	206,779	14.4	218,201	15.4	△11,422	△5.2
うち寄附金	40,414	2.8	39,239	2.8	1,175	3.0
うち繰入金	63,783	4.4	65,072	4.6	△1,289	△2.0
うち繰越金	63,145	4.4	74,667	5.3	△11,522	△15.4
歳入合計	1,443,418	100.0	1,410,870	100.0	32,548	2.3
うち一般財源	787,204	54.5	760,127	53.9	27,077	3.6

※　「うち一般財源」とは、地方税、地方譲与税、各種交付金、地方特例交付金、地方交付税の合計額である。

４　歳　　出

(1) 目的別歳出

○　特　徴

衛生費、商工費、災害復旧費が減少した一方、定額減税調整給付金の増加による民生費の増や、小・中学校の建設事業等増加による教育費の増により、全体としては368億円（2.7%）増の1兆3,822億円となった。

〔前年度比で増となった主な項目〕

・民生費：＋ 301億円（＋ 6.2%）
　定額減税調整給付金の増
・教育費：＋ 158億円（＋ 9.5%）
　小・中学校建設事業等の増
・総務費：＋　41億円（＋ 2.0%）
　ふるさと納税関連事業の増

〔前年度比で減となった主な項目〕

・衛　生　費　：△　74億円（△ 6.8%）
　新型コロナウイルスワクチン接種事業の減
・商　工　費　：△　41億円（△ 15.4%）
　プレミアム付商品券事業等の減
・災害復旧費　：△　18億円（△ 36.3%）
　令和元年台風第19号に係る災害復旧事業の終了による減

＜目的別歳出構成比＞

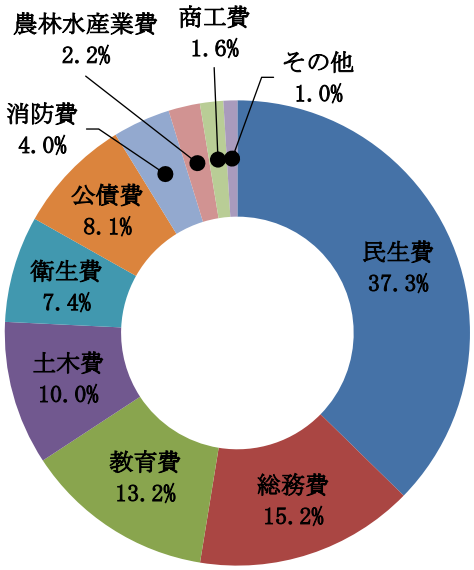

目的別歳出一覧（表－4）　　（単位：百万円、%）

	令和６年度		令和５年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	8,899	0.7	8,686	0.5	213	2.5
総務費	210,724	15.2	206,576	15.4	4,148	2.0
民生費	515,878	37.3	485,777	36.1	30,101	6.2
衛生費	102,281	7.4	109,703	8.2	△7,422	△6.8
労働費	1,180	0.1	1,069	0.1	111	10.4
農林水産業費	30,288	2.2	30,284	2.3	4	0.0
商工費	22,393	1.6	26,458	2.0	△4,065	△15.4
土木費	138,174	10.0	138,937	10.3	△763	△0.5
消防費	55,230	4.0	53,499	4.0	1,731	3.2
教育費	182,421	13.2	166,573	12.4	15,848	9.5
災害復旧費	3,179	0.2	4,988	0.3	△1,809	△36.3
うち震災分	1	0.0	2	0.0	△1	△50.0
公債費	111,523	8.1	112,615	8.4	△1,092	△1.0
その他（諸支出金）	54	0.0	271	0.0	△217	△80.1
歳出合計	1,382,224	100.0	1,345,436	100.0	36,788	2.7

(2)性質別歳出

○　特　徴

災害復旧事業費の減少に伴い投資的経費が減少したほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減に伴い、その他の経費（主に補助費等）が減少したが、定額減税調整給付金の増加及び給与改定による人件費の増加に伴う義務的経費の増加により、全体としては368億円（2.7%）増の1兆3,822億円となった。

〔義務的経費　＋　408億円（＋　6.5%）〕
- 定額減税調整給付金の増加に伴う扶助費の増
- 給与改定に伴う人件費の増

〔投資的経費　△　23億円（△　1.4%）〕
- 令和元年台風第19号に係る災害復旧事業費の減

〔その他の経費　△　18億円（△　0.3%）〕
- 新型コロナウイルスワクチン接種事業の減に伴う補助費等の減

＜性質別歳出構成比＞

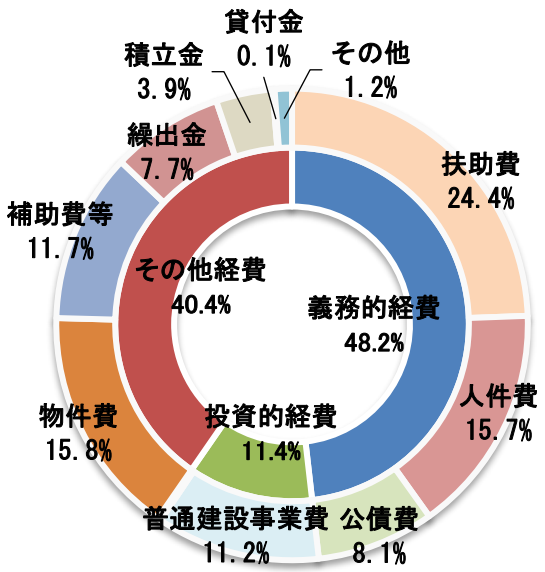

性質別歳出一覧(表－5)　　(単位:百万円、%)

	令和６年度		令和５年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	666,044	48.2	625,201	46.5	40,843	6.5
人件費	216,960	15.7	202,737	15.1	14,223	7.0
うち職員給	130,033	9.4	124,851	9.3	5,182	4.2
うち基本給	84,906	6.1	82,152	6.1	2,754	3.4
扶助費	337,562	24.4	309,849	23.0	27,713	8.9
公債費	111,522	8.1	112,615	8.4	△1,093	△1.0
うち臨時財政対策債元利償還額	39,012	2.8	40,357	3.0	△1,345	△3.3
投資的経費	158,196	11.4	160,467	11.9	△2,271	△1.4
普通建設事業費	155,016	11.2	155,479	11.6	△463	△0.3
うち補助事業費	65,863	4.8	59,400	4.4	6,463	10.9
うち単独事業費	86,205	6.2	89,472	6.7	△3,267	△3.7
災害復旧事業費	3,180	0.2	4,988	0.3	△1,808	△36.2
その他の経費	557,984	40.4	559,768	41.6	△1,784	△0.3
うち物件費	218,383	15.8	207,121	15.4	11,262	5.4
うち補助費等	161,240	11.7	173,163	12.9	△11,923	△6.9
うち積立金	53,653	3.9	55,262	4.1	△1,609	△2.9
うち貸付金	1,956	0.1	1,943	0.1	13	0.7
うち繰出金	106,420	7.7	105,569	7.8	851	0.8
歳出合計	1,382,224	100.0	1,345,436	100.0	36,788	2.7

※「災害復旧事業費」は、目的別歳出の「災害復旧費」から国庫支出金返還金を除くため、「災害復旧費」と一致しない場合がある。

５　財政構造

○　経常収支比率は、経常一般財源等は増加したものの、会計年度任用職員の勤勉手当支給開始や給与改定に伴う人件費の増、物価高騰による物件費の増、障害福祉サービスなどの扶助費の増などの経常的支出の増加により、全体としては前年度より悪化し、0.4ポイント上昇した。

　経常収支比率が上昇した団体数が26団体と、低下した団体数（18団体）を上回り、経常収支比率が90.0%を超える市町村は38団体と、前年度から４団体増加した。

○　地方債現在高は、地方債発行額が前年度より増加した一方、地方債償還額が地方債発行額を上回ったため、全体として1.6%減の1兆1,013億円となった。

○　積立金現在高は、財政調整基金、減債基金の積立額が前年度より減少したことから、1.7%減の3,428億円となった。

○　地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を引いた実質的な将来の財政負担は、2.3%増の1兆124億円となった。

経常収支比率の推移（表－6）（単位：%）

年　度	経常収支比率	
	県平均	全国平均
平成26年度	88.9	88.1
27	87.6	86.3
28	90.2	88.7
29	90.3	89.6
30	91.7	90.4
令和元年度	92.4	93.6
2	90.8	93.1
3	85.7	88.9
4	91.0	92.2
5	92.6	93.1
6	93.0	
(R6-R5)	(0.4)	

（注）経常収支比率は単純平均である。

経常的支出と経常一般財源の増減（表－7）　（単位：百万円、%）

	R6 A	R5 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
経常的支出	712,546	682,481	30,065	4.4
人件費	199,257	186,224	13,033	7.0
物件費	136,727	125,656	11,071	8.8
維持補修費	8,623	8,617	6	0.1
扶助費	84,854	81,652	3,202	3.9
補助費等	92,639	90,112	2,527	2.8
公債費	108,715	109,358	△643	△0.6
投資貸付金	570	1,103	△533	△48.3
繰出金	81,161	79,759	1,402	1.8
経常一般財源等	756,183	731,037	25,146	3.4

経常収支比率の団体分布（表－8）

		75%以上 80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上	計
市	R5	0	0	8	24	32
	R6	0	0	2	30	32
町村	R5	0	0	2	10	12
	R6	0	1	3	8	12
県計	R5	0	0	10	34	44
	R6	0	1	5	38	44

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担（表－9）　（単位：百万円）

年　度	地方債現在高 (A)		債務負担行為の支出予定額 (B)		積立金現在高 (C)		将来の財政負担 (A)+(B)-(C)	
	現在高	増減率	金　額	増減率	現在高	増減率	金　額	増減率
平成26年度	1,046,778	2.9%	124,687	△5.5%	345,368	2.1%	826,097	1.9%
27	1,074,674	2.7%	207,040	66.0%	339,258	△1.8%	942,456	14.1%
28	1,098,422	2.2%	204,811	△1.1%	331,016	△2.4%	972,217	3.2%
29	1,112,055	1.2%	243,644	19.0%	327,808	△1.0%	1,027,891	5.7%
30	1,123,734	1.1%	243,072	△0.2%	318,334	△2.9%	1,048,472	2.0%
令和元年度	1,132,341	0.8%	223,157	△8.2%	289,783	△9.0%	1,065,715	1.6%
2	1,153,673	1.9%	243,086	8.9%	282,913	△2.4%	1,113,846	4.5%
3	1,161,857	0.7%	233,844	△3.8%	323,089	14.2%	1,072,612	△3.7%
4	1,146,542	△1.3%	220,969	△5.5%	352,813	9.2%	1,014,698	△5.4%
5	1,119,654	△2.3%	219,014	△0.9%	348,857	△1.1%	989,811	△2.5%
6	1,101,347 (738,107)	△1.6% (2.4%)	253,924	15.9%	342,836	△1.7%	1,012,435	2.3%

※地方債現在高の（　）内は、臨時財政対策債を除いた数値。

令和6年度　主な財政分析指標等の状況（行政順）

（単位：千円）

	歳入総額	歳出総額	経常収支比率		公債費負担比率		実質収支比率		地方債現在高比率		積立金残高比率		財政力指数	
市町村計（44）	1,443,417,543	1,382,223,757	93.0%		11.3%		7.3%		145.9%		55.3%		0.67	
市　　計（32）	1,279,485,438	1,225,934,439	93.5%		12.1%		6.7%		148.9%		51.4%		0.68	
町 村 計（12）	163,932,105	156,289,318	91.5%		9.2%		8.9%		138.1%		65.8%		0.63	
1 水戸市	128,084,617	125,906,825	96.9%	40	13.4%	32	2.8%	42	231.9%	44	7.8%	44	0.78	10
2 日立市	85,858,388	81,902,434	97.9%	41	12.0%	23	8.1%	16	141.6%	19	51.2%	21	0.77	12
3 土浦市	63,163,374	60,393,179	95.2%	33	14.5%	42	4.5%	38	177.3%	37	45.3%	27	0.81	8
4 古河市	61,096,761	58,014,284	90.7%	12	12.2%	26	7.3%	22	129.3%	14	34.8%	36	0.73	14
5 石岡市	34,988,779	33,621,625	95.8%	36	11.5%	20	6.0%	30	155.2%	25	57.8%	16	0.58	30
6 結城市	21,173,663	20,269,405	94.8%	31	11.5%	18	7.4%	21	127.1%	13	33.2%	38	0.69	17
7 龍ケ崎市	34,071,900	32,616,092	92.6%	20	10.7%	14	7.5%	20	139.4%	18	38.2%	35	0.71	15
8 下妻市	21,402,962	20,508,059	95.4%	34	11.7%	21	7.3%	23	199.6%	43	55.6%	17	0.68	18
9 常総市	27,563,838	26,068,494	90.3%	8	13.5%	33	7.7%	18	145.4%	21	45.2%	28	0.70	16
10 常陸太田市	29,669,672	28,356,270	95.6%	35	10.7%	15	5.7%	34	113.2%	8	129.9%	1	0.41	40
11 高萩市	13,845,188	13,143,534	92.5%	19	13.9%	37	8.9%	11	154.5%	24	39.2%	33	0.57	31
12 北茨城市	20,591,498	19,971,300	97.9%	42	15.1%	43	5.2%	36	188.7%	41	30.7%	39	0.68	18
13 笠間市	36,773,353	35,019,280	91.3%	15	14.0%	38	5.9%	31	135.4%	16	71.8%	12	0.59	27
14 取手市	49,471,645	47,764,614	94.9%	32	14.3%	41	5.8%	33	178.7%	38	39.0%	34	0.59	27
15 牛久市	35,090,675	34,279,647	94.3%	29	11.7%	22	2.1%	44	135.8%	17	54.0%	19	0.78	10
16 つくば市	122,604,761	117,173,161	96.8%	39	8.1%	7	7.2%	24	109.1%	7	21.2%	42	1.10	3
17 ひたちなか市	66,485,131	63,378,387	98.7%	43	14.2%	39	8.8%	12	179.8%	39	28.7%	40	0.90	6
18 鹿嶋市	26,365,311	25,604,719	90.5%	9	9.6%	10	4.6%	37	95.4%	4	19.2%	43	0.96	4
19 潮来市	14,215,797	13,618,626	92.5%	17	12.7%	28	6.1%	29	118.2%	9	40.0%	31	0.48	34
20 守谷市	39,398,102	36,672,378	94.8%	30	5.5%	3	11.9%	4	104.6%	6	76.0%	9	0.96	4
21 常陸大宮市	25,296,557	24,811,636	93.6%	27	15.5%	44	2.5%	43	152.3%	22	47.7%	23	0.43	39
22 那珂市	24,690,727	23,400,387	93.0%	23	11.5%	19	8.7%	13	120.1%	11	50.4%	22	0.61	25
23 筑西市	50,481,865	47,863,753	94.1%	28	12.1%	24	9.2%	9	176.9%	34	52.6%	20	0.65	23
24 坂東市	24,995,834	23,286,294	93.0%	22	13.3%	29	9.0%	10	174.6%	33	40.7%	30	0.66	21
25 稲敷市	24,602,224	23,701,345	90.8%	13	13.8%	36	5.6%	35	168.2%	31	95.0%	4	0.47	35
26 かすみがうら市	19,557,735	18,768,988	87.3%	3	13.3%	30	6.3%	28	159.7%	28	47.4%	24	0.57	31
27 桜川市	22,660,139	21,107,074	90.6%	10	10.0%	12	11.2%	6	177.2%	36	81.3%	6	0.46	36
28 神栖市	49,232,173	46,558,824	95.8%	37	5.1%	2	8.6%	14	73.3%	2	21.2%	41	1.35	2
29 行方市	21,105,760	20,119,702	88.5%	5	12.6%	27	7.6%	19	130.9%	15	73.2%	10	0.44	38
30 鉾田市	26,243,378	25,007,137	93.4%	26	13.7%	35	7.1%	25	157.5%	26	116.9%	2	0.46	36
31 つくばみらい市	31,960,371	31,392,922	93.0%	24	12.2%	25	3.1%	41	153.3%	23	34.8%	37	0.75	13
32 小美玉市	26,743,260	25,634,064	90.3%	7	14.3%	40	5.8%	32	159.6%	27	64.2%	15	0.57	31
33 茨城町	15,104,265	14,357,768	89.7%	6	9.3%	9	6.4%	27	119.1%	10	69.4%	13	0.59	27
34 大洗町	11,315,895	10,870,618	92.9%	21	13.3%	31	7.9%	17	191.1%	42	44.9%	29	0.66	21
35 城里町	11,283,077	10,573,034	84.1%	1	9.8%	11	8.1%	15	187.7%	40	72.8%	11	0.36	42
36 東海村	22,785,829	22,003,828	99.9%	44	1.2%	1	3.2%	40	15.0%	1	78.6%	7	1.36	1
37 大子町	11,913,602	10,863,597	91.6%	16	13.6%	34	15.2%	1	164.6%	29	54.8%	18	0.32	44
38 美浦村	9,614,590	9,026,704	92.5%	18	10.7%	16	11.7%	5	177.1%	35	39.7%	32	0.61	25
39 阿見町	22,167,718	21,521,940	96.8%	38	11.0%	17	4.1%	39	126.6%	12	45.8%	25	0.88	7
40 河内町	6,375,156	6,024,052	93.3%	25	7.8%	6	9.5%	8	171.3%	32	109.3%	3	0.33	43
41 八千代町	11,212,149	10,442,632	91.2%	14	7.1%	4	12.7%	2	103.2%	5	84.9%	5	0.62	24
42 五霞町	6,068,757	5,593,504	87.0%	2	9.0%	8	11.9%	3	92.4%	3	78.1%	8	0.79	9
43 境町	27,731,270	26,939,064	88.1%	4	10.2%	13	9.8%	7	164.6%	30	66.1%	14	0.67	20
44 利根町	8,359,797	8,072,577	90.7%	11	7.7%	5	6.6%	26	144.7%	20	45.7%	26	0.37	41

※「市町村計」「市計」「町村計」の数値は全て単純平均である。

※財政力指数を除く指標については、小数点第2位以下の数値まで含めて順位を決定している。

令和6年度　主な財政分析指標等の状況（比率順）

順位	経常収支比率		公債費負担比率		実質収支比率		地方債現在高比率		積立金残高比率		財政力指数	
1	城里町	84.1%	東海村	1.2%	大子町	15.2%	東海村	15.0%	常陸太田市	129.9%	東海村	1.36
2	五霞町	87.0%	神栖市	5.1%	八千代町	12.7%	神栖市	73.3%	鉾田市	116.9%	神栖市	1.35
3	かすみがうら市	87.3%	守谷市	5.5%	五霞町	11.9%	五霞町	92.4%	河内町	109.3%	つくば市	1.10
4	境町	88.1%	八千代町	7.1%	守谷市	11.9%	鹿嶋市	95.4%	稲敷市	95.0%	鹿嶋市	0.96
5	行方市	88.5%	利根町	7.7%	美浦村	11.7%	八千代町	103.2%	八千代町	84.9%	守谷市	0.96
6	茨城町	89.7%	河内町	7.8%	桜川市	11.2%	守谷市	104.6%	桜川市	81.3%	ひたちなか市	0.90
7	小美玉市	90.3%	つくば市	8.1%	境町	9.8%	つくば市	109.1%	東海村	78.6%	阿見町	0.88
8	常総市	90.3%	五霞町	9.0%	河内町	9.5%	常陸太田市	113.2%	五霞町	78.1%	土浦市	0.81
9	鹿嶋市	90.5%	茨城町	9.3%	筑西市	9.2%	潮来市	118.2%	守谷市	76.0%	五霞町	0.79
10	桜川市	90.6%	鹿嶋市	9.6%	坂東市	9.0%	茨城町	119.1%	行方市	73.2%	水戸市	0.78
11	利根町	90.7%	城里町	9.8%	高萩市	8.9%	那珂市	120.1%	城里町	72.8%	牛久市	0.78
12	古河市	90.7%	桜川市	10.0%	ひたちなか市	8.8%	阿見町	126.6%	笠間市	71.8%	日立市	0.77
13	稲敷市	90.8%	境町	10.2%	那珂市	8.7%	結城市	127.1%	茨城町	69.4%	つくばみらい市	0.75
14	八千代町	91.2%	龍ケ崎市	10.7%	神栖市	8.6%	古河市	129.3%	境町	66.1%	古河市	0.73
15	笠間市	91.3%	常陸太田市	10.7%	城里町	8.1%	行方市	130.9%	小美玉市	64.2%	龍ケ崎市	0.71
16	大子町	91.6%	美浦村	10.7%	日立市	8.1%	笠間市	135.4%	石岡市	57.8%	常総市	0.70
17	潮来市	92.5%	阿見町	11.0%	大洗町	7.9%	牛久市	135.8%	下妻市	55.6%	結城市	0.69
18	美浦村	92.5%	結城市	11.5%	常総市	7.7%	龍ケ崎市	139.4%	大子町	54.8%	下妻市	0.68
19	高萩市	92.5%	那珂市	11.5%	行方市	7.6%	日立市	141.6%	牛久市	54.0%	北茨城市	0.68
20	龍ケ崎市	92.6%	石岡市	11.5%	龍ケ崎市	7.5%	利根町	144.7%	筑西市	52.6%	境町	0.67
21	大洗町	92.9%	下妻市	11.7%	結城市	7.4%	常総市	145.4%	日立市	51.2%	坂東市	0.66
22	坂東市	93.0%	牛久市	11.7%	古河市	7.3%	常陸大宮市	152.3%	那珂市	50.4%	大洗町	0.66
23	那珂市	93.0%	日立市	12.0%	下妻市	7.3%	つくばみらい市	153.3%	常陸大宮市	47.7%	筑西市	0.65
24	つくばみらい市	93.0%	筑西市	12.1%	つくば市	7.2%	高萩市	154.5%	かすみがうら市	47.4%	八千代町	0.62
25	河内町	93.3%	つくばみらい市	12.2%	鉾田市	7.1%	石岡市	155.2%	阿見町	45.8%	那珂市	0.61
26	鉾田市	93.4%	古河市	12.2%	利根町	6.6%	鉾田市	157.5%	利根町	45.7%	美浦村	0.61
27	常陸大宮市	93.6%	行方市	12.6%	茨城町	6.4%	小美玉市	159.6%	土浦市	45.3%	笠間市	0.59
28	筑西市	94.1%	潮来市	12.7%	かすみがうら市	6.3%	かすみがうら市	159.7%	常総市	45.2%	取手市	0.59
29	牛久市	94.3%	坂東市	13.3%	潮来市	6.1%	大子町	164.6%	大洗町	44.9%	茨城町	0.59
30	守谷市	94.8%	かすみがうら市	13.3%	石岡市	6.0%	境町	164.6%	坂東市	40.7%	石岡市	0.58
31	結城市	94.8%	大洗町	13.3%	笠間市	5.9%	稲敷市	168.2%	潮来市	40.0%	高萩市	0.57
32	取手市	94.9%	水戸市	13.4%	小美玉市	5.8%	河内町	171.3%	美浦村	39.7%	かすみがうら市	0.57
33	土浦市	95.2%	常総市	13.5%	取手市	5.8%	坂東市	174.6%	高萩市	39.2%	小美玉市	0.57
34	下妻市	95.4%	大子町	13.6%	常陸太田市	5.7%	筑西市	176.9%	取手市	39.0%	潮来市	0.48
35	常陸太田市	95.6%	鉾田市	13.7%	稲敷市	5.6%	美浦村	177.1%	龍ケ崎市	38.2%	稲敷市	0.47
36	石岡市	95.8%	稲敷市	13.8%	北茨城市	5.2%	桜川市	177.2%	古河市	34.8%	桜川市	0.46
37	神栖市	95.8%	高萩市	13.9%	鹿嶋市	4.6%	土浦市	177.3%	つくばみらい市	34.8%	鉾田市	0.46
38	阿見町	96.8%	笠間市	14.0%	土浦市	4.5%	取手市	178.7%	結城市	33.2%	行方市	0.44
39	つくば市	96.8%	ひたちなか市	14.2%	阿見町	4.1%	ひたちなか市	179.8%	北茨城市	30.7%	常陸大宮市	0.43
40	水戸市	96.9%	小美玉市	14.3%	東海村	3.2%	城里町	187.7%	ひたちなか市	28.7%	常陸太田市	0.41
41	日立市	97.9%	取手市	14.3%	つくばみらい市	3.1%	北茨城市	188.7%	神栖市	21.2%	利根町	0.37
42	北茨城市	97.9%	土浦市	14.5%	水戸市	2.8%	大洗町	191.1%	つくば市	21.2%	城里町	0.36
43	ひたちなか市	98.7%	北茨城市	15.1%	常陸大宮市	2.5%	下妻市	199.6%	鹿嶋市	19.2%	河内町	0.33
44	東海村	99.9%	常陸大宮市	15.5%	牛久市	2.1%	水戸市	231.9%	水戸市	7.8%	大子町	0.32

※財政力指数を除く指標については、小数点第2位以下の数値まで含めて順位を決定している。

令和６年度市町村健全化判断比率等の概要について

○　実質赤字及び連結実質赤字が生じた市町村はない。（平成19年度（比率の初公表）から18年連続）

○　実質公債費比率は、基準財政需要額に算入されない元利償還金の増等により、県平均で0.1ポイント増の6.7%であり、地方債の許可団体となる18%以上はない。（平成22年度から15年連続）

※早期健全化基準25%以上の市町村がないのは平成19年度から18年連続。

○　将来負担比率は、基準財政需要額算入見込額の減、充当可能基金の減等により、県平均で5.0ポイント増の 28.2%であり、早期健全化基準350%以上となった市町村はない。

※早期健全化基準350%以上の市町村がないのは平成19年度から18年連続。

○　資金不足が生じた公営企業はない。（平成22年度から15年連続）

（注）実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

（注）基準財政需要額算入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額。

○健全化判断比率の推移　　（単位：%）

年　度	実質公債費比率		将来負担比率	
	県平均	全国平均	県平均	全国平均
平成19年度	13.2	12.3	105.2	110.4
20	12.8	11.8	95.7	100.9
21	12.0	11.2	86.6	92.8
22	11.1	10.5	73.7	79.7
23	10.4	9.9	63.6	69.2
24	9.8	9.2	55.0	60.0
25	9.0	8.6	42.9	51.0
26	8.0	8.0	37.5	45.8
27	7.3	7.4	36.6	38.9
28	6.9	6.9	36.4	34.5
29	6.8	6.4	37.0	33.7
30	6.8	6.1	37.1	28.9
令和元年度	6.7	5.8	41.9	27.4
2	6.5	5.7	39.4	24.9
3	6.3	5.5	28.8	15.4
4	6.4	5.5	22.4	8.8
5	6.6	5.6	23.2	6.3
6	6.7		28.2	

指標が高い市町村順は次頁を参照

令和6年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率の状況（速報値）

（1）行政順　　（単位：%）

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
		早期健全化基準		早期健全化基準	※早期健全化基準25%	順位	※早期健全化基準350%	順位
水戸市	－	11.25	－	16.25	9.1	8	131.4	1
日立市	－	11.44	－	16.44	1.9	43	－	30
土浦市	－	11.70	－	16.70	6.4	29	2.1	29
古河市	－	11.69	－	16.69	3.3	41	20.7	24
石岡市	－	12.53	－	17.53	6.9	26	5.3	28
結城市	－	13.12	－	18.12	7.9	15	31.2	19
龍ケ崎市	－	12.68	－	17.68	4.4	37	－	30
下妻市	－	13.14	－	18.14	7.7	17	69.5	5
常総市	－	12.68	－	17.68	7.6	18	36.0	17
常陸太田市	－	12.75	－	17.75	4.6	35	－	30
高萩市	－	13.86	－	18.86	8.3	12	30.4	20
北茨城市	－	13.15	－	18.15	12.9	2	102.2	2
笠間市	－	12.50	－	17.50	5.9	31	－	30
取手市	－	12.05	－	17.05	7.0	23	9.4	27
牛久市	－	12.60	－	17.60	3.4	40	－	30
つくば市	－	11.25	－	16.25	6.4	29	41.3	13
ひたちなか市	－	11.68	－	16.68	11.9	3	79.7	3
鹿嶋市	－	12.72	－	17.72	6.9	26	37.7	16
潮来市	－	13.79	－	18.79	9.6	6	38.7	15
守谷市	－	12.80	－	17.80	4.0	39	－	30
常陸大宮市	－	12.86	－	17.86	9.2	7	31.5	18
那珂市	－	12.88	－	17.88	4.1	38	－	30
筑西市	－	11.98	－	16.98	7.6	18	58.5	7
坂東市	－	12.85	－	17.85	6.9	26	39.4	14
稲敷市	－	12.89	－	17.89	8.5	9	－	30
かすみがうら市	－	13.09	－	18.09	8.5	9	47.4	9
桜川市	－	13.04	－	18.04	7.1	21	22.5	23
神栖市	－	11.84	－	16.84	4.9	33	45.0	11
行方市	－	13.15	－	18.15	8.2	14	19.2	26
鉾田市	－	12.88	－	17.88	10.5	4	－	30
つくばみらい市	－	12.86	－	17.86	7.1	21	46.8	10
小美玉市	－	12.84	－	17.84	7.2	20	20.6	25
茨城町	－	13.66	－	18.66	5.9	31	22.8	22
大洗町	－	15.00	－	20.00	8.5	9	69.5	5
城里町	－	14.21	－	19.21	8.3	12	43.7	12
東海村	－	13.06	－	18.06	2.1	42	－	30
大子町	－	14.21	－	19.21	4.7	34	56.8	8
美浦村	－	15.00	－	20.00	7.8	16	73.2	4
阿見町	－	13.15	－	18.15	4.5	36	－	30
河内町	－	15.00	－	20.00	7.0	23	－	30
八千代町	－	14.54	－	19.54	7.0	23	－	30
五霞町	－	15.00	－	20.00	14.1	1	－	30
境町	－	14.21	－	19.21	10.2	5	24.1	21
利根町	－	15.00	－	20.00	1.6	44	－	30
加重平均	―		―		6.7		28.2	

資金不足が生じた公営企業の状況（速報値）

※経営健全化基準20%

（単位：千円、%）

団体名	特別会計名	資金不足額	資金不足比率
該当なし	―	―	―

※　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」で表示している。

※　実質公債費比率及び将来負担比率の平均は、加重平均である。

※　令和7年8月末現在の速報値であり、今後、数値の変更が生じる場合がある。

※　順位は指標上好ましくない方からの順位である。

（2）比率順

（単位：%）

順位	実質公債費比率 ※早期健全化基準25%		順位	将来負担比率 ※早期健全化基準350%	
1	五霞町	14.1	1	水戸市	131.4
2	北茨城市	12.9	2	北茨城市	102.2
3	ひたちなか市	11.9	3	ひたちなか市	79.7
4	鉾田市	10.5	4	美浦村	73.2
5	境町	10.2	5	下妻市	69.5
6	潮来市	9.6	5	大洗町	69.5
7	常陸大宮市	9.2	7	筑西市	58.5
8	水戸市	9.1	8	大子町	56.8
9	稲敷市	8.5	9	かすみがうら市	47.4
9	かすみがうら市	8.5	10	つくばみらい市	46.8
9	大洗町	8.5	11	神栖市	45.0
12	高萩市	8.3	12	城里町	43.7
12	城里町	8.3	13	つくば市	41.3
14	行方市	8.2	14	坂東市	39.4
15	結城市	7.9	15	潮来市	38.7
16	美浦村	7.8	16	鹿嶋市	37.7
17	下妻市	7.7	17	常総市	36.0
18	常総市	7.6	18	常陸大宮市	31.5
18	筑西市	7.6	19	結城市	31.2
20	小美玉市	7.2	20	高萩市	30.4
21	桜川市	7.1	21	境町	24.1
21	つくばみらい市	7.1	22	茨城町	22.8
23	取手市	7.0	23	桜川市	22.5
23	河内町	7.0	24	古河市	20.7
23	八千代町	7.0	25	小美玉市	20.6
26	石岡市	6.9	26	行方市	19.2
26	鹿嶋市	6.9	27	取手市	9.4
26	坂東市	6.9	28	石岡市	5.3
29	土浦市	6.4	29	土浦市	2.1
29	つくば市	6.4	30	日立市	－
31	笠間市	5.9	30	龍ケ崎市	－
31	茨城町	5.9	30	常陸太田市	－
33	神栖市	4.9	30	笠間市	－
34	大子町	4.7	30	牛久市	－
35	常陸太田市	4.6	30	守谷市	－
36	阿見町	4.5	30	那珂市	－
37	龍ケ崎市	4.4	30	稲敷市	－
38	那珂市	4.1	30	鉾田市	－
39	守谷市	4.0	30	東海村	－
40	牛久市	3.4	30	阿見町	－
41	古河市	3.3	30	河内町	－
42	東海村	2.1	30	八千代町	－
43	日立市	1.9	30	五霞町	－
44	利根町	1.6	30	利根町	－

※　比率が同率の場合は行政順に掲載している。

令和６年度市町村地方公営企業決算の概要について

１　事業数

- 事業数は、令和６年度末現在 180 事業で、前年度末から２事業減少している。（下水道事業の法適化により法適用企業が 14 事業増加（法非適用事業は事業終了を合わせて 15 事業減少。）、介護サービス事業の終了により１事業減少。）
- 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 102 事業と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）43 事業、工業用水道事業及び宅地造成事業８事業の順となっている。
- なお、地方公営企業を経営している団体数は、43 市町村、７一部事務組合、１地方独立行政法人となっている。

＜事業別一覧＞　　（単位：事業）

事業名＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (A)	令和6年度 (B)	対前年度増減数 (B)-(A)
法適用企業	水道	43	43	43	43	43	0
	工業用水道	9	9	9	8	8	0
	電気	1	1	1	1	1	0
	病院	7	6	6	6	6	0
	下水道	73	74	77	86	100	14
	小　計	133	133	136	144	158	14
法非適用企業	下水道	30	29	26	17	2	△ 15
	市場	5	5	5	5	5	0
	観光施設	1	1	1	1	1	0
	宅地造成	12	11	9	8	8	0
	駐車場	4	4	4	4	4	0
	介護サービス	3	3	3	3	2	△ 1
	小　計	55	53	48	38	22	△ 16
合　計		188	186	184	182	180	△ 2

（注）1　地方公営企業決算の対象事業数は想定企業会計及び建設中の事業を含むため、地方公営企業設置状況の事業数とは異なる場合がある。（想定企業会計とは、従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等において、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定した事業会計。）

2　介護サービス事業とは、保険運営に係る介護保険事業会計ではなく、市町村が運営する介護サービス事業のうち指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションに係るものである。

＜事業別構成比＞

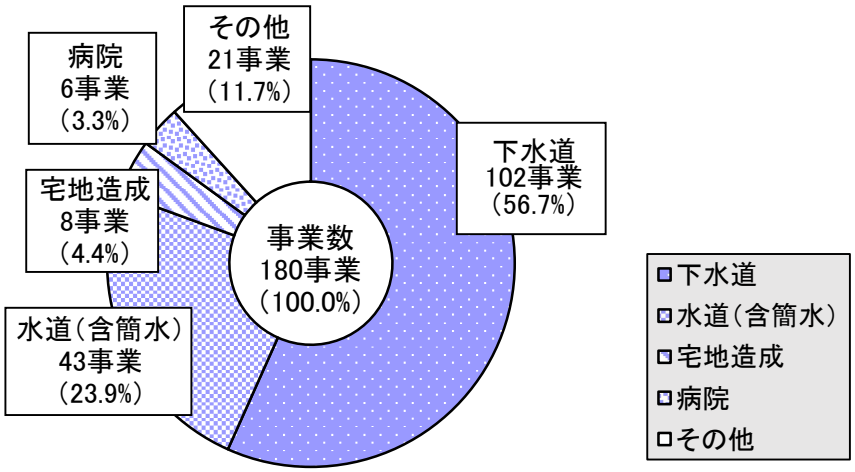

２　決算規模

- 決算規模は、2,169 億円で、前年度に比べ 57 億円（2.7%）増加している。
- 法適用企業は前年度に比べ 115 億円（5.8%）増加し、法非適用企業は前年度に比べ 58 億円（48.9%）減少している。
- 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 1,078 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）885 億円、病院事業 137 億円の順となっている。

＜事業別一覧＞　　（単位:百万円、%）

事業名＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (A)	令和６年度 (B)	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
法適用企業	水道	85,821	87,048	87,528	87,221	88,508	1,287	1.5
	工業用水道	653	661	666	691	853	162	23.4
	電気	69	70	69	64	73	9	14.1
	病院	12,003	12,130	12,440	12,583	13,677	1,094	8.7
	下水道	93,596	96,047	95,406	98,778	107,726	8,948	9.1
	小　計	192,142	195,956	196,109	199,337	210,837	11,500	5.8
法非適用企業	下水道	9,551	8,548	7,176	3,709	55	△ 3,654	△ 98.5
	市場	1,161	1,063	902	1,080	862	△ 218	△ 20.2
	観光施設	60	83	95	83	88	5	6.0
	宅地造成	5,418	4,852	6,723	5,472	3,516	△ 1,956	△ 35.7
	駐車場	279	802	940	295	292	△ 3	△ 1.0
	介護サービス	964	1,413	3,569	1,142	1,206	64	5.6
	小　計	17,433	16,761	19,405	11,781	6,019	△ 5,762	△ 48.9
合　計		209,575	212,717	215,514	211,118	216,856	5,738	2.7

(注)決算規模の算出は次のとおりとした。

- 法適用企業:総費用(税込み)－減価償却費＋資本的支出
- 法非適用企業:総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

＜事業別構成比＞

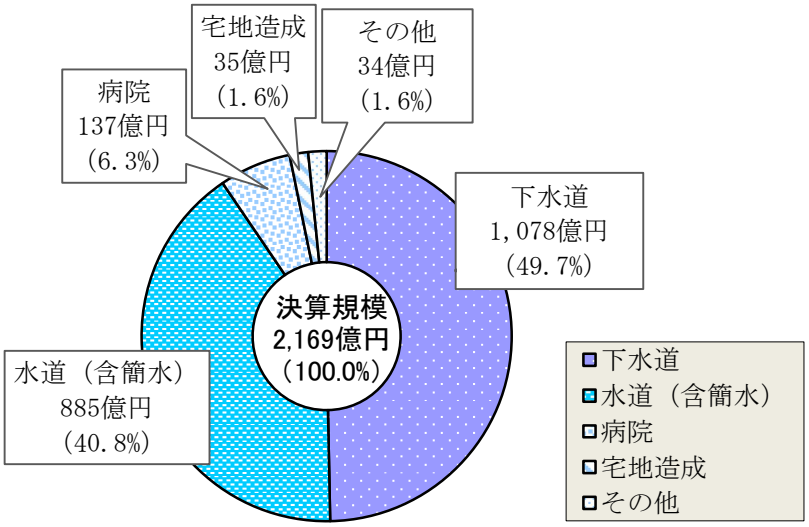

３　経営状況

（１）経営状況

- 黒字事業は 159 事業、赤字事業は 18 事業となっている。黒字事業は全体の 89.8%を占めており、その割合は前年度に比べ 1.8 ポイント減少している。
- 一般会計等からの基準外繰入金（※）を差し引いた実質ベースでみると、104 事業（58.8%）が赤字となっている。

（※）基準外繰入金：地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準（総務省が示す繰出基準）に基づかない繰入金のこと。（例：収支不足の補てん等）

＜事業別一覧＞ ※想定企業会計及び建設中の事業を除く。　（単位:事業）

事業名＼年度		令和6年度(A)			令和5年度(B)			対前年度増減数(A)-(B)		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
法適用企業	水道	40	3	43	36	7	43	4	△ 4	0
		(32)	(11)		(31)	(12)		(1)	(△ 1)	
	工業用水道	4	3	7	7	0	7	△ 3	3	0
		(3)	(4)		(5)	(2)		(△ 2)	(2)	
	電気	1	0	1	1	0	1	0	0	0
		(1)	(0)		(1)	(0)		(0)	(0)	
	病院	1	4	5	1	4	5	0	0	0
		(1)	(4)		(1)	(4)		(0)	(0)	
	下水道	92	8	100	82	4	86	10	4	14
		(25)	(75)		(25)	(61)		(0)	(14)	
	小　計	138	18	156	127	15	142	11	3	14
		(62)	(94)		(63)	(79)		(△ 1)	(15)	
法非適用企業	下水道	2	0	2	17	0	17	△ 15	0	△ 15
		(0)	(2)		(5)	(12)		(△ 5)	(△ 10)	
	市場	5	0	5	5	0	5	0	0	0
		(2)	(3)		(3)	(2)		(△ 1)	(1)	
	観光施設	1	0	1	1	0	1	0	0	0
		(1)	(0)		(1)	(0)		(0)	(0)	
	宅地造成	8	0	8	8	0	8	0	0	0
		(5)	(3)		(4)	(4)		(1)	(△ 1)	
	駐車場	3	0	3	3	0	3	0	0	0
		(3)	(0)		(3)	(0)		(0)	(0)	
	介護サービス	2	0	2	3	0	3	△ 1	0	△ 1
		(0)	(2)		(1)	(2)		(△ 1)	(0)	
	小　計	21	0	21	37	0	37	△ 16	0	△ 16
		(11)	(10)		(17)	(20)		(△ 6)	(△ 10)	
合　計		159	18	177	164	15	179	△ 5	3	△ 2
		(73)	(104)		(80)	(99)		(△ 7)	(5)	
全体に占める割合		89.8%	10.2%	－	91.6%	8.4%	－	－	－	－
		(41.2%)	(58.8%)		(44.7%)	(55.3%)				

(注)１　黒字･赤字の判断は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。

２ ( )は、法適用企業にあっては収益的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合、法非適用企業に当たっては収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合の収支の状況である。

３　想定企業会計及び建設中の事業は除くため、事業数とは一致しない場合がある。

（２）総収支額

- 総収支額は、116 億円の黒字で、前年度に比べ 24 億円（17.4%）減少している。
- 一般会計等からの繰入金 445 億円のうち基準外繰入金が 187 億円となっており、総収支額から基準外繰入金を差し引くと、工業用水道事業（法適用）、病院事業（法適用）、下水道事業（法適用及び法非適用）、宅地造成事業（法非適用）、介護サービス事業（法非適用）が赤字になっている。

＜事業別一覧＞　　（単位：百万円、%）

事業名＼年度		令和6年度(A) 総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額	令和6年度(A) 繰入金 ()は基準外繰入金(内数)	令和5年度(B) 総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額	対前年度増減額 (C)=(A)−(B)	対前年度増減率 (C)/(B)×100
法適用企業	水道	5,819	2,656	6,779	△ 960	△ 14.2
		(4,296)	(1,523)	(5,105)	(△ 809)	(△ 15.8)
	工業用水道	△ 55	130	69	△ 124	△ 179.7
		(△ 185)	(130)	(△ 78)	(△ 107)	(137.2)
	電気	64	0	66	△ 2	△ 3.0
		(64)	(0)	(66)	(△ 2)	△ 3.0
	病院	△ 1,566	1,708	△ 946	△ 620	65.5
		(△ 2,035)	(469)	(△ 1,456)	(△ 579)	(39.8)
	下水道	6,054	37,170	6,653	△ 599	△ 9.0
		(△ 7,801)	(13,855)	(△ 6,881)	(△ 920)	(13.4)
	小　計	10,316	41,664	12,621	△ 2,305	△ 18.3
		(△ 5,661)	(15,977)	(△ 3,244)	(△ 2,417)	(74.5)
法非適用企業	下水道	17	53	401	△ 384	△ 95.8
		(△ 27)	(44)	(△ 345)	(318)	(△ 92.2)
	市場	578	103	599	△ 21	△ 3.5
		(518)	(60)	(543)	(△ 25)	(△ 4.6)
	観光施設	4	0	9	△ 5	△ 55.6
		(4)	(0)	(9)	(△ 5)	(△ 55.6)
	宅地造成	635	2,220	392	243	62.0
		(△ 1,585)	(2,220)	(△ 2,000)	(415)	(△ 20.8)
	駐車場	35	10	0	35	100.0
		(25)	(10)	(0)	(25)	(100.0)
	介護サービス	0	432	0	0	0.0
		(△ 432)	(432)	(△ 390)	(△ 42)	(10.8)
	小　計	1,269	2,818	1,401	△ 132	△ 9.4
		(△ 1,497)	(2,766)	(△ 2,183)	(686)	(△ 31.4)
合　計		11,585	44,482	14,022	△ 2,437	△ 17.4
		(△ 7,158)	(18,743)	(△ 5,427)	(△ 1,731)	(31.9)

(注)1　総収支額は、法適用企業は純損益、法非適用企業は実質収支による。

2　繰入金は、法適用企業は収益的収入への一般会計等からの繰入金、法非適用企業は収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの繰入金である。

4　建設投資額

- 建設投資額は、714 億円で、前年度に比べ 70 億円（10.8%）増加している。
- 事業別にみると、下水道（法適用＋法非適用）が 355 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）320 億円、宅地造成事業 22 億円の順となっている。

＜事業別一覧＞　　（単位:百万円、%）

事業名＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (A)	令和６年度 (B)	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
法適用企業	水道	30,877	30,931	29,203	30,958	31,997	1,039	3.4
	工業用水道	59	73	58	112	150	38	33.9
	電気	0	0	0	5	2	△ 3	△ 60.0
	病院	709	789	618	862	1,178	316	36.7
	下水道	28,245	30,481	28,752	29,520	35,477	5,957	20.2
	小　計	59,890	62,274	58,631	61,457	68,804	7,347	12.0
法非適用企業	下水道	2,477	1,747	1,204	289	0	△ 289	△ 100.0
	市場	574	470	258	499	248	△ 251	△ 50.3
	観光施設	0	0	0	0	0	0	－
	宅地造成	2,385	2,291	2,127	2,027	2,184	157	7.7
	駐車場	17	618	740	97	100	3	3.1
	介護サービス	86	441	2,606	10	24	14	140.0
	小　計	5,539	5,567	6,935	2,922	2,556	△ 366	△ 12.5
合　計		65,429	67,841	65,566	64,379	71,360	6,981	10.8

(注)建設投資額とは、資本的支出のうち建設改良費である。

＜過去5年間の推移＞

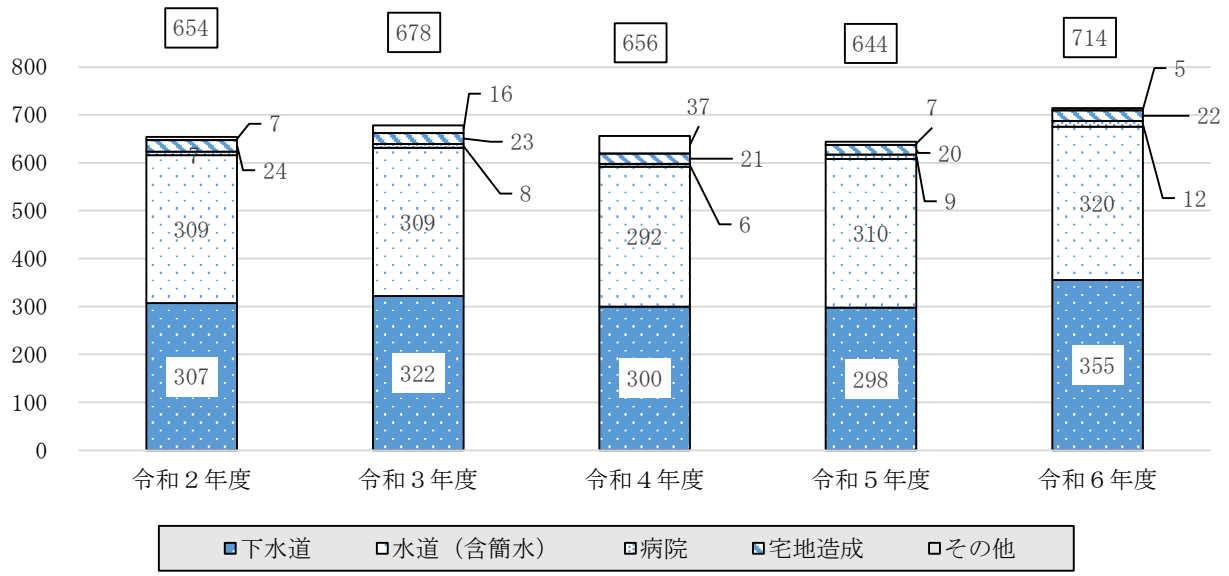

5　企業債現在高

- 企業債現在高は、6,240 億円で、前年度に比べ 80 億円（1.3%）減少している。
- 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 4,069 億円で最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）1,928 億円、病院事業 143 億円の順となっている。

＜事業別一覧＞　　（単位:百万円、%）

事業名＼年度		平成16年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (A)	令和６年度 (B)	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
法適用企業	水道	238,751	181,033	183,831	187,474	192,772	5,298	2.8
	工業用水道	4,972	1,358	1,184	1,032	956	△ 76	△ 7.4
	電気	0	507	456	405	354	△ 51	△ 12.6
	病院	2,423	15,388	14,365	14,225	14,295	70	0.5
	下水道	28,066	409,513	400,759	400,168	406,789	6,621	1.7
	観光施設	362	0	0	0	0	0	－
	小　計	274,574	607,800	600,594	603,303	615,167	11,864	2.0
法非適用企業	簡易水道	5,043	0	0	0	0	0	－
	下水道	604,884	44,578	35,338	19,225	111	△ 19,114	△ 99.4
	市場	3,398	1,564	1,582	1,666	1,644	△ 22	△ 1.3
	と畜場	817	0	0	0	0	0	－
	観光施設	1,167	0	0	0	0	0	－
	宅地造成	18,450	3,954	3,674	3,340	2,781	△ 559	△ 16.7
	駐車場	5,190	786	1,374	1,443	1,479	36	2.5
	介護サービス	346	522	3,020	2,983	2,781	△ 202	△ 6.8
	小　計	639,295	51,405	44,988	28,657	8,796	△ 19,861	△ 69.3
合　計		913,869	659,205	645,582	631,960	623,963	△ 7,997	△ 1.3

(注)企業債とは、地方公営企業の建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債をいう。

＜過去5年間の推移＞

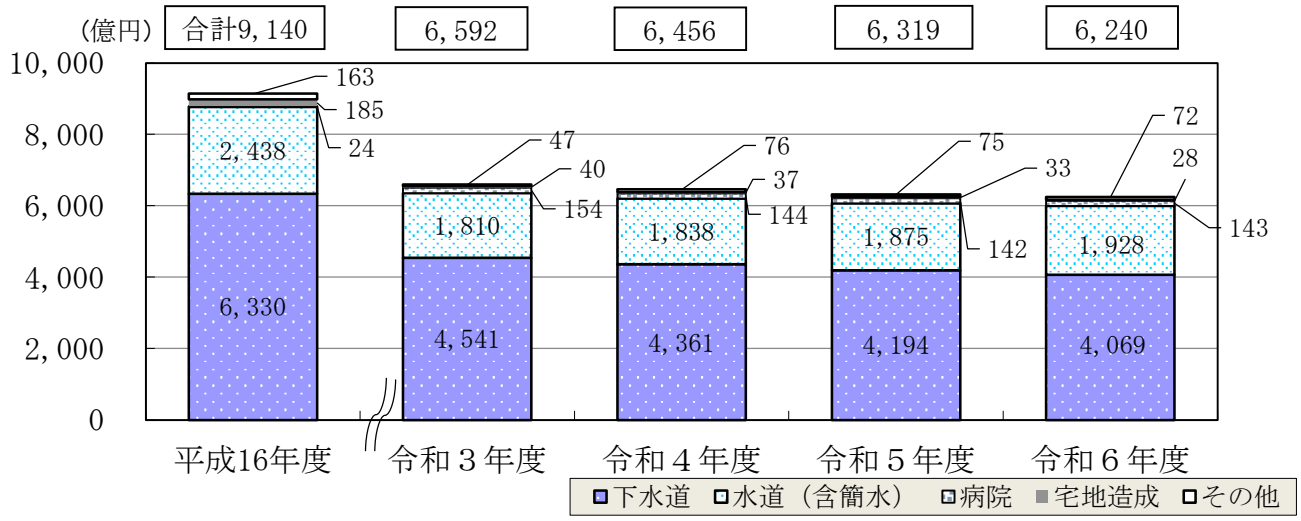

６　他会計繰入金

- 他会計繰入金は、445 億円で、前年度に比べ 20 億円（4.2%）減少している。
- 繰入金の内訳は、収益的収入への繰入金が 321 億円（72.1%）、資本的収入への繰入金が 124 億円（27.9%）となっている。
- 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 372 億円で最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）27 億円、宅地造成事業 22 億円の順となっている。

＜事業別一覧＞　　（単位:百万円、%）

事業名＼年度		令和６年度 (A)	構成比	(A)のうち収益的収入への繰入金 (　) 内基準外繰入		(A)のうち資本的収入への繰入金 (　) 内基準外繰入		令和５年度 (B)	対前年度比較 増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
法適用企業	水道	2,656	6.0	1,373	(886)	1,282	(637)	3,098	△ 442	△ 14.3
	工業用水道	130	0.3	41	(41)	89	(89)	149	△ 19	△ 12.8
	電気	0	0.0	0	(0)	0	(0)	0	0	－
	病院	1,708	3.8	1,215	(380)	493	(88)	1,924	△ 216	△ 11.2
	下水道	37,170	83.6	28,886	(8,421)	8,285	(5,434)	35,943	1,227	3.4
	小　計	41,664	93.7	31,515	(9,728)	10,149	(6,248)	41,114	550	1.3
法非適用企業	下水道	53	0.1	45	(36)	8	(8)	2,431	△ 2,378	△ 97.8
	市場	103	0.2	16	(8)	87	(52)	96	7	7.3
	観光施設	0	0.0	0	(0)	0	(0)	0	0	－
	宅地造成	2,220	5.0	274	(274)	1,946	(1,946)	2,392	△ 172	△ 7.2
	駐車場	10	0.0	0	(0)	10	(10)	10	0	0.0
	介護サービス	432	1.0	206	(206)	226	(226)	390	42	10.8
	小　計	2,818	6.3	541	(524)	2,277	(2,242)	5,319	△ 2,501	△ 47.0
合　計		44,482	100.0	32,057	(10,252)	12,425	(8,489)	46,433	△ 1,951	△ 4.2

(注)他会計繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計等から繰入(負担・補助等)を行っている場合がある。運用上の基準として総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計等が負担等するべき経費や基準等が示されている(令和6年4月1日付け総財公第 26 号「令和6年度の地方公営企業繰出金について(通知)」)。

- 基準内繰入金:地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づく繰入金。
- 基準外繰入金:地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、 一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づかない繰入金(例:収支不足の補てん等)。

（参　考）

市町村の会計区分について

地方公共団体の会計には、一般会計のほか多くの特別会計が設置されている。特別会計の設置については、地方財政法等の規定により設置しているもののほか、団体が条例により自主的に設置しているものもあり、団体間の画一性を欠いているのが現状である。

そこで、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう、会計の区分を次のとおりとしている。

１　普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で公営事業会計の収支を経理している場合においては、これにかかる一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱う。

２　公営事業会計

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものであり、次のように分類されている。

(1)　公営企業会計
　①　水道事業
　②　工業用水道事業
　③　電気事業
　④　簡易水道事業
　⑤　病院事業
　⑥　市場事業
　⑦　と畜場事業
　⑧　観光施設事業
　⑨　宅地造成事業
　⑩　下水道事業
　⑪　駐車場整備事業
　⑫　介護サービス事業
　⑬　その他公営企業法の全部又は一部を適用している事業
(2)　収益事業会計
(3)　国民健康保険事業会計
(4)　後期高齢者医療事業会計
(5)　介護保険事業会計
(6)　農業共済事業会計
(7)　交通災害共済事業会計
(8)　その他

ここに述べた会計の中で公営企業会計については地方公営企業決算統計として取りまとめており、公営企業会計以外の公営事業会計と普通会計については地方財政状況調査として集計している。

（概略図）

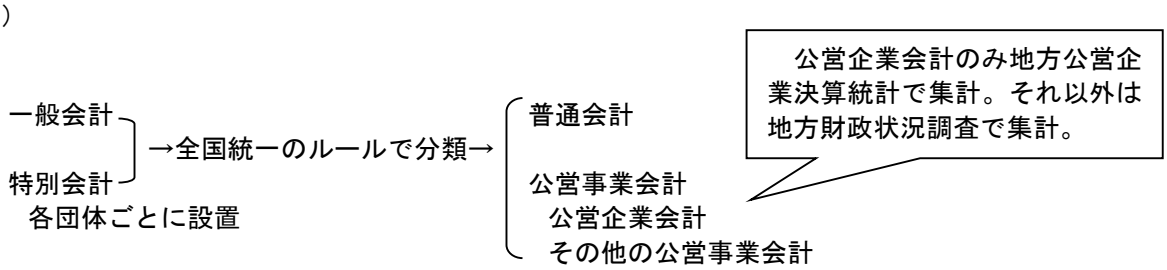

用語の解説

◎　普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業及び交通災害共済事業に係る会計の総称。

◎　標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

なお、平成 20 年度決算から、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の算出に係る標準財政規模と同様に、臨時財政対策債発行可能額を含めることとなった。

◎　基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。

◎　基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額。

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付される。

◎　地方公営企業

地方公共団体が経営する事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で賄うものをいい、法適用企業と法非適用企業に分類される。

◎　法適用企業

公営企業のうち地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用しているものをいう。

◎　法非適用企業

公営企業のうち地方公営企業法の規定を適用していないものをいう。

《指標》

◎　形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額。

◎　実質収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。

実質収支＝形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費等繰越額－繰越事業に伴う未収入特定財源）

◎　単年度収支

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を把握するための指標。

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

◎　実質単年度収支

単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額及び地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩し額）を差し引いた額。当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額

◎　財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する割合で過去３年間の平均値。１に近いほど財源に余裕があるとされ、１を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

（過去３か年平均）

◎　経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合である。この数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示している。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等経常経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税、普通交付税等）＋減収補填債特例分＋猶予特例債＋臨時財政対策債}} \times 100\text{（\%）}$$

◎　公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合であり、この数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示している。

一般的には、財政運営上 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

$$\text{公債費負担比率（\%）} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100\text{（\%）}$$

◎　実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。

$$\text{実質収支比率（\%）} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100\text{（\%）}$$

◎　地方債現在高比率

将来、償還すべき地方債現在高の標準財政規模に対する割合。適正水準についての明確な基準等はないが、全国的な傾向や類似団体との比較を行いながら、年度別の推移、将来の見通し等に注意していく必要がある。

$$\text{地方債現在高比率（\%）} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100\text{（\%）}$$

◎　積立金残高比率

基金残高の標準財政規模に対する割合。

$$\text{積立金残高比率（\%）} = \frac{\text{積立金残高}}{\text{標準財政規模}} \times 100\text{（\%）}$$

◎　実質赤字比率

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合。

早期健全化基準は財政規模に応じ 11.25％～15％、財政再生基準は 20％

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◎　連結実質赤字比率

すべての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合。

早期健全化基準は財政規模に応じ 16.25％～20％、財政再生基準は 30％

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◎　実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合。

一般会計等の借入金である地方債の償還金に加え、一部事務組合の地方債の償還金への負担金や公営企業の地方債の償還金への一般会計等からの繰出金等公債費相当部分を幅広く捉える。

早期健全化基準は 25％、財政再生基準は 35％であり、基準以上になると起債の一部が制限される。また、18％以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債にあたり許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）—（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模—（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（過去３か年平均）

◎　将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}—(\text{充当可能基金額}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}—(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・　将来負担額：イからヌまでの合計額

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方債を財源とすることができる経費）

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ　退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ　連結実質赤字額

ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・　充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

◎　資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

《歳入》

◎　一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等をいう。

◎　国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎　都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものとがある。

◎　地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付するもの。

これにより、経済発展の地域的要因による税収の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎　普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税、６%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎　地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。実質的には地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等がある。

◎　地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするための減収補てん特例交付金がある。

◎　地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

◎　臨時財政対策債

　地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり、地方交付税の振替えとしての性格を持ち、一般財源と同様に活用できる。

◎　減収補填債

　地方税の収入額が、基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額（標準税収入額）を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

　なお、減収補填債（特例分）は、減収額の範囲内で建設事業以外の経費にも充てることができる。

《歳出》

◎　義務的経費

　職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。

◎　投資的経費

　道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

◎　補助事業

　地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎　単独事業

　地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

◎　債務負担行為

　数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法により、予算の一部として定めることとされている。

《基金》

◎　財政調整基金

　地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎　減債基金

　地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。